

座談会等開催委託業務 公募型プロポーザル募集要領

1 事業の概要

(1) 事業名

座談会等開催委託業務

(2) 事業の目的

森林環境税（以下「税」という。）は、県民参加による森林環境の保全を目的に平成 15 年に導入され、令和 6 年度は 22 年目、5 年ごとに延長された第五期の 2 年目にあたります。令和 4 年度に実施した県民世論調査では、税及び税の用途の認知度は 3 割未満であり、平成 15 年度の森林環境税の徴収に関する認知度調査の「知っていた」47.1%と比較すると低くなっています。このため、税及び税の活用事業について、周知を行います。

また、森林環境保全を進めるための地域課題を参加者間で共有し、課題解決に向け、森林環境税を活用した既存事業の改善や新設、県民参加による森林保全活動の強化などにつなげるための意見交換会を開催します。

(3) 事業内容

税に関する意見交換会と税への理解と協力が得られ、より多くの県民参加につながるよう広報を行う業務を委託します。

■意見交換会は、県内 2 箇所（嶺北地域、中央西地域※）で 1 回ずつ計 2 回開催します。

■開催時期は原則として 7 月から 9 月末までの土曜日又は日曜日とします。

■主な業務は、企画、参加者募集、実施及び業務終了後の概要報告と広報です。

※嶺北地域…大豊町、本山町、土佐町、大川村

※中央西地域…いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村

(4) 委託期間

契約締結の日から令和 6 年 12 月 31 日まで

2 見積限度額

3,148 千円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 審査委員会の設置

プロポーザルの審査を公正に行い、契約の相手先となる候補者及び次点者

を選考するために「座談会等開催委託業務プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置します。

4 契約の相手方の決定方法

提出された企画提案書と企画提案者（以下「参加者」という。）のプレゼンテーションの内容を審査する審査委員会を開催します。審査委員会では、あらかじめ定められた審査基準に基づき、公正な審査を行い、随意契約の相手方となる候補者（以下「候補者」という。）と次点者を選定します。

委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することをお約束するものではありません。選定後には、候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの協議と調整（以下「交渉」という。）を行います。この交渉が整ったときには、随意契約の手続きに進みます。10日以内（予定）に交渉が整わない場合は、次点者に選定された者が、改めて県と交渉を行うこととなります。

5 参加資格要件

参加者の資格要件は次のとおりです。

- (1) 過去10年間に、国若しくは自治体又は自治体が出資する法人等のシンポジウム等の業務を受注し、完了した実績を有する者であること。
- (2) 高知県の「令和6年度から令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている（又は契約締結時までに登録が予定されている）者であること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 「高知県物品購入等関係指名停止要領」に基づき指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 「高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと又は同規程第2条第2項第5号に掲げる排除措置対象者に該当しない者であること。
- (6) 本店及び県内に所在する営業所等が都道府県税を滞納していないこと。
- (7) 本店及び県内に所在する営業所等が消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

6 説明会（説明会の参加は、プロポーザル参加の条件ではありません。）

日時：令和6年3月18日（月）午前11時から1時間程度

場所：オンライン（Zoom）説明会（開場：午前10時半予定）

- ・当課ホームページから関係資料を印刷し、手元に用意して、参加をお願いします。
- ・説明会への参加は、説明会参加申込書（別紙様式-1）により、令和6年3月15日（金）午前10時までに電子メールでお申込みください。

- ・2名以上参加される場合も、1アカウントによる参加をお願いします。
- ・オンライン参加のURLを令和6年3月15日(金)午後4時までに申込のあったメールアドレスに送信します。時間までに確認できない場合は、電話で問い合わせしてください。

- ・オンライン説明会に参加する場合の表示名は、オンライン参加のURLを送付する際のメールで県から指定された表示名「(例)参加者NO.A-001」を利用してください。指定された表示名と異なる表示名の場合、入室はできません。

7 質疑と回答

質疑は令和6年3月22日(金)午後5時(厳守)までに別紙様式-2により電子メールで受け付けます。電話により着信を確認してください。質疑の内容と回答は令和6年3月26日(火)午後5時までに林業環境政策課ホームページに掲載します。

8 参加申込及び資格要件の確認

プロポーザルに参加をしたい事業者は、別紙様式-3による参加申込書に資格要件の確認書類を添えて申込をしてください。申込にあたって提出する書類を次表に示します。

【提出書類、様式及び提出部数等】

番号	提出書類の名称	様式番号	規格	部数
1	参加申込書	別紙様式-3	A4縦	1部
2	資格要件確認書	別紙様式-4	A4縦	1部
3	提出者の概要(団体概要等)及び経営状況(決算書等)が分かる書類	任意	A4縦	1部
4	都道府県税の納税証明書	—	A4縦	1部
5	消費税及び地方消費税の納税証明書	—	A4縦	1部
6	シンポジウムの運営等の実績が分かる資料(パンフレット等)	—	A4縦	1部

※高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されている者については4及び5について提出の必要はありません。

(1) 参加申込書

① 提出方法

電子メール、持参又は郵送(書留郵便又は配達証明で送付してください。)で受け付けます。電子メールで提出する場合は、電話により着信を確認してください。高知県の物品購入等に係る競争入札参加資格者登録名簿に登録されていない者については4及び5について、持参又は郵送により原本を提出してくだ

さい。

② 提出期限

令和6年3月29日(金)午後5時必着

③ 提出先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当 森

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

T E L 088-821-4586 F A X 088-821-4576

E-mail 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

(2) 資格要件の確認

高知県林業振興・環境部林業環境政策課で申込者から提出のあった参加申込書と関係書類を確認します。申込者の資格要件の確認が完了したら、確認結果を令和6年4月5日(金)までに申込者へ電子メールにて通知します。

(3) 資格要件を満たさなかった者に対する理由説明

- ① 参加申込書を提出した者のうち資格要件を満たさなかった者に対しては、満たさなかった旨及び満たさなかった理由を書面により通知します。通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により、知事に対して資格要件を満たさなかったことについての説明を求めることができます。
- ② 知事は、説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(県の閉庁日を除く。)以内に書面により回答します。

9 企画提案書の作成

別途定める「座談会等開催委託業務公募型プロポーザル企画提案書作成要領」に基づいて企画提案書を作成してください。

10 審査

別途定める「座談会等開催委託業務プロポーザル審査要領」に基づき実施します。

11 審査結果

審査結果は、令和6年5月10日(金)頃までに、全ての参加者に文書で通知します。なお、審査結果は高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には開示の対象となります。

高知県情報公開条例 [<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

12 日程

令和6年3月11日(月)	募集要領の公示
令和6年3月18日(月)	オンライン説明会の開催
令和6年3月22日(金)17時	質疑書の提出締め切り
令和6年3月29日(金)17時	参加申込及び資格確認書類提出締め切り
令和6年4月12日(金)17時	企画提案書の提出締め切り
令和6年4月26日(金)頃	審査委員会(日程が決まり次第、追って連絡します)
令和6年5月10日(金)頃	審査結果通知

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は返却されません。
- (2) 提出された書類は、必要に応じ複写(県庁内及び審査委員会での使用に限ります。)します。
- (3) 提出された企画提案書は、高知県情報公開条例に基づく開示請求があった場合には対象文書として原則開示することになります。なお、事業を営むうえで、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は同条例第6条第1項第4号の規定により非開示となりますので、提出書類の該当部分と非開示とする具体的な理由を別紙様式-5により提出してください。

開示・非開示の判断は様式-5に基づき行うものではなく、様式-5を参考に、同条例に基づき県が客観的に判断します。

高知県情報公開条例 [<https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A8BE480CA&houcd=H402901010001&no=15&totalCount=254&fromJsp=SrMj>]

- (4) 契約者以外の企画提案の内容については、提案者の承諾なしには利用することはありません。

14 問合せ先

高知県林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当 森
〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号
TEL 088-821-4586 FAX 088-821-4576
E-mail 030101@ken.pref.kochi.lg.jp

15 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合、提案者は失格になることがあります。

- ① 提出書類に不備若しくは虚偽の記載があった場合又は指示した事項に違反した場合

- ② 審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた事実が認められた場合
- ③ 県職員に対する、当該プロポーザルに関わる不正な接触の事実が認められた場合
- ④ 審査結果通知までの間に、他の申込者に対して、応募提案の内容又はその意思について、相談や調整等を行った事実が認められた場合
- ⑤ プロポーザルの手続の過程で、高知県の事務及び事業における暴力団の排除に関する規程第 2 条第 2 項第 5 号に掲げる排除措置対象者に該当することが判明した場合
- ⑥ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある行為が認められた場合

16 その他

- (1) 参加申込書提出後に参加を辞退する場合は、辞退理由等を明記した辞退届（様式は自由）を提出してください。辞退することによって、今後の高知県との契約等について不利益な取扱いをすることはありません。
- (2) 企画提案に要する全ての費用は参加者の負担とします。
- (3) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。
- (4) 契約の相手方は、契約の締結に際し、契約金の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、契約規則第 40 条の規定により免除された場合又は契約規則第 41 条第 1 項の規定による契約保証金に代わる担保を提供した場合は、この限りではありません
- (5) 令和 6 年度高知県一般会計当初予算が提案どおり議決されなかった場合は、本件手続きについて停止等を行うことがあります。